

ハラスメント相談センターだより

第16号 2015年3月発行

桜の便りも届きはじめ、新年度に向けて期待に胸膨らむ毎日を慌ただしく過ごされていることと思います。

さて、今回は**盗撮**について取り上げます。昨今、スマートフォンやタブレットPCが広く一般に普及してきたことにより、写真や動画を撮る機会もぐっと増えてきたように思います。気軽に撮影できるツールは大変便利ではありますが、使い方を誤ると大変なことになりかねません。写真や動画撮影に関連して注意すべきことについて、改めて考えてみましょう。

盗撮とは・・・被写体、または対象物の管理者に了解を得ずにひそかに撮影を行うこと（出典『広辞苑』第六版）であり、軽犯罪法や、各地方自治体の迷惑防止条例で取り締りの対象となる、れっきとした**犯罪**です。

～盗撮の被害に遭わないために～

盗撮は、カバンに隠したカメラや手の平に隠した携帯電話等を利用し、女性の背後や足元からスカートの中、および胸元などを撮影するといった方法で行われることが多いです。

被害を防止するためにはスカートを着用したときは、特に防犯意識を高くする（周囲に注意する）ことが最大のポイントです。混雑時や階段、エスカレーターを利用するとき、美術館などで展示物を見る時や、黒板やホワイトボードに書き込む際には背後や足元に十分気をつけましょう。不自然にバッグや携帯電話を所持していたり、近づいてきたりする者がいる場合は、一度立ち止まって相手を先に行かせる等の工夫も有効です。

もし、被害に遭ってしまったら・・・

万が一、盗撮の被害に遭った場合「被害に遭った原因は、自分に落ち度があったからだ」「周りに知られたくない」などと考えて悩んでしまうかもしれませんが、どんな状況で被害に遭ったとしても、あなたに非があるわけではありません。**悪いのは盗撮をした側**です。

まずは、身近な人やハラスメント相談センターに相談してください、センターには守秘義務がありますので、相談者の許可なく情報を外に漏らすことはありません。対応について、一緒に考えさせていただきます。

～盗撮をしているのでは？と思われたいために～

静岡県内にて、ある男性が、女性の下半身を盗撮したとして県迷惑防止条例違反（卑わいな言動）の現行犯で逮捕されました。しかし女性はスカートではなくズボンを着用していたといえます。この事件の場合、①撮られた女性が被害を訴えている。②動画記録という客観的証拠があった。③本人が容疑を認めた。この3つがそろったので逮捕は妥当と判断されました。つまり、たとえ服の上からの撮影でも、撮影した部位や撮影時間、被写体との距離などによっては、条例違反となる場合がありますということです。他に千葉県、神奈川県でも着衣の上から撮影したとして、逮捕に至った例があります。（出典 産経新聞 2014年10月26日、2015年1月1日）

愛知県迷惑防止条例では「何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、故なく、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような行為」を処罰するので、必ずしも下着等を撮影する行為のみが盗撮行為となるわけではありません。（出典 愛知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例）



日頃、自分のしていることは、人を不快にさせたり、不安にさせたりしていない、盗撮に間違われる可能性はないと、自信を持って言えるでしょうか？この機会に一度、見直してみてもよいでしょう。



名古屋大学 ハラスメント相談センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

工学部7号館B棟2階

開室時間 月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

TEL/052-789-5806（東山） FAX/052-789-5968（東山）

E-mail/h-help@adm.nagoya-u.ac.jp（東山・鶴舞・大幸共通）

<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp>

※詳しくはHPをご覧ください。

